

平成24年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成24年12月 4日（火）

開会 午前11時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成24年12月 4日

16日間

至 平成24年12月19日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

第 6 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 6号 教育委員会委員の任命について

第 8 議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更について

第 9 同意第 7号 公平委員会委員の選任について

第10 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第11 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第12 議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第13 議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

第14 議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

第15 議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全

公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 7 議案第 7 8 号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 7 9 号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第 2 0 議案第 8 1 号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第 2 1 議案第 8 2 号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 2 議案第 8 3 号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 3 議案第 8 4 号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 第 2 4 議案第 8 5 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 8 6 号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 8 7 号 京丹波町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 7 議案第 8 8 号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止について
- 第 2 8 議案第 8 9 号 平成 2 4 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 9 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 0 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 1 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 2 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 3 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 4 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 5 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 6 議案第 9 7 号 平成 2 4 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | |
|------|-------------|
| 1 番 | 小 田 耕 治 君 |
| 2 番 | 篠 塚 信 太 郎 君 |
| 3 番 | 村 山 良 夫 君 |
| 4 番 | 梅 原 好 範 君 |
| 5 番 | 横 山 勲 君 |
| 6 番 | 山 田 均 君 |
| 7 番 | 東 まさ子 君 |
| 8 番 | 岩 田 恵 一 君 |
| 9 番 | 松 村 篤 郎 君 |
| 10 番 | 坂 本 美 智 代 君 |
| 11 番 | 西 山 和 樹 君 |
| 12 番 | 原 田 寿 賀 美 君 |
| 13 番 | 北 尾 潤 君 |
| 14 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 15 番 | 山 内 武 夫 君 |
| 16 番 | 野 口 久 之 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 谷 口 誠 君 |
| 参 事 | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | 野 間 広 和 君 |
| 瑞 穂 支 所 長 | 中 尾 達 也 君 |

和知支所長	榎川 諭 君
総務課長	伴田 邦雄 君
監理課長	山田 洋之 君
企画政策課長	山森 英二 君
税務課長	堂本 光浩 君
住民課長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	岡本 佐登美 君
子育て支援課長	山田 由美子 君
医療政策課長	藤田 正則 君
産業振興課長	久木 寿一 君
土木建築課長	十倉 隆英 君
水道課長	木南 哲也 君
教育長	朝子 照夫 君
教育次長	藤田 真 君
代表監査委員	船越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤 誠
書記	上西 貴幸

開会 午前11時00分

○議長（野口久之君） 本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番議員・篠塚信太郎君、3番議員・村山良夫君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの16日間と決しました。

会期中の予定については、配付しております会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第3号ほか30件でございます。ほか諮問が1件であります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

11月13日には産業建設常任委員会が開催され、所管の調査研究及び現地踏査が実施されました。

11月19日から21日にかけて全議員による管外視察研修として宮城県を訪れ、東日本大震災の実態及び現況等について視察し、今後の防災対策等についての研修を行いました。

11月30日には総務文教常任委員会が開催され、これまでの委員会の取り組み内容について確認し、今後の取り組みについて協議されました。

11月6日には与謝野町議会が、また11月16日には福井県大野市議会が本町に視察に来られました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本会議終了後、全員協議会が、またその後、議会広報特別委員会が開催されます。ご苦勞様ですがよろしく申し上げます。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 行政報告をいたします。皆さん、おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。本日ここに、平成24年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろ各位には円滑な町政の推進にご支援・ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、平成24年も残すところわずかとなりました。東日本大震災及び東京電力福島第一原発の事故により、2年目の厳しい冬をいまだ避難所や仮設住宅で迎えざるを得ない多くの方々の心中を思うとき、一日も早い復興を願わずにはいられないところであります。本町といたしましても、今後とも福島県双葉町を初めとする被災地の支援を実施してまいりますので、引き続き温かいご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、去る11月16日、突如として衆議院が解散され、本日の公示により今月16日の投票に向けて激しい選挙戦が繰り広げられるところであります。大震災に起因した我が国の原子力・エネルギー政策をはじめ、超少子高齢化社会に対応した安定的な社会保障制度のあり方、また、不透明感を増す経済情勢と外交・安全保障環境など、我が国の将来を覆うさまざまな重要課題が山積する今日、強いリーダーシップのもとに一刻も早い政治・行政への信頼回復が図られ、我が国経済の再生に向けた確かな道筋が示されることを切に願うものであ

ります。

振り返りまして、私、寺尾も町長就任から早3年が経過をいたしました。この間、私は「安心・活力・愛のあるまちづくり」を旗印に、一貫して住民目線に立った町政を推進してまいりました。おかげをもちまして、地域医療の充実をはじめ、きめ細かな保健福祉関係事業や、畑川ダム関連事業、小学校統合整備事業、さらに丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備事業などが、議員各位をはじめ、町民の皆様の格別のご協力とご理解を得て、完成あるいは着実に進展しておりますことに心から深く感謝申し上げます。

また、去る11月18日に開催いたしました「京丹波・食の祭典2012」におきましては、町内外から大変多くの皆様にご来場いただき、本町の魅力である「食」を広く情報発信することができました。特に今回は、丹波自然運動公園と須知高等学校を会場に、屋台グランプリや須高鍋の販売など数多くの催しが行われ、京丹波町の食の魅力とともに、本町の将来を担ってくれる須知高校生の元気と頼もしさを感じる祭典となり、大変うれしく思ったところであります。今後とも、こうした生き生きとした元気のあるまちづくりを進めてまいりますのでよろしくごお願い申し上げます。

次に、平成25年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

本町の財政状況は、これまで積極的に取り組んでまいりました財政健全化対策の効果として、財政健全化指標である実質公債費比率や将来負担比率の大幅な改善が図られたところであり、また、基金残高につきましても、事務の効率化や人件費の縮減などに努めた結果、平成19年度以降は財政調整基金を取り崩すことなく順調に基金造成が進み、さらに、土地開発公社先行取得用地対策につきましても、平成27年度までの債務解消に向け、計画的な買い戻しが実施できております。

今後とも、合併特例期間の終了を見据え、引き続き経常経費の縮減に努めるとともに、地方債残高の縮小などの財政健全化対策を鋭意推進してまいります。

一方、「安心・活力・愛のあるまちづくり」施策の推進であります。一方、「安心」のあるまちづくりでは、安心して暮らせる医療体制及び医療サービスの一層の向上に努めるほか、原子力防災を含む地域防災対策や、在宅の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進、また、利用しやすい町営バス運行など、住民生活の不安解消に向けた諸施策に引き続き積極的な取り組みを行うこととしております。

次に、「活力」のあるまちづくりでは、基幹産業である農林業を持続可能な力強いものとするため、重点課題である有害鳥獣対策に積極的に取り組むほか、新規就農をはじめとする担い手育成や特産物の振興、さらに、耕畜連携事業や間伐材を活用した資源循環型農林業施

策の推進、京都府立林業大学校の支援など林業振興施策の推進につきまして、一層の充実を図ってまいります。

また、丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備につきましては、現在、用地取得とともに「（仮称）ハイウェイテラス・京たんば」整備事業の事業者選定手続を進めております。来年度におきましては、造成工事のほか選定事業者による拠点施設の建築設計を予定しているところであります。また、畑川ダム事業につきましては、いよいよ今年度末に完成し、企業立地の条件も飛躍的に向上することとなります。このため、一層の企業誘致に取り組み、雇用の場の確保による定住促進対策を推進してまいります。

また、「愛」のあるまちづくりでは、学校教育の振興を初め、保育サービスの充実等、一層の子育て環境の整備を図り、少子化対策を推進するほか、文化活動や生涯スポーツの推進などを通じた住民交流や多様な学習活動を推進してまいります。なお、来年度には小中学校完全給食化が実現いたします。栄養バランスのとれた学校給食を提供し、心身ともに健康な児童生徒の育成等に努めてまいります。

また、徹底した現場主義の下、地域力向上に向けた地域支援事業や、地域コミュニティ向上対策などに引き続き取り組んでまいります。なお、予算編成は限られた貴重な財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、その選択を行う作業にほかなりません。そして、その選択は未来の住民に対しても責任を持つものでなければならないと思っております。10年先、20年先を見据えた中・長期的視野のもとに、「選択と集中」の視点から常に事務事業の点検、評価を行い、財政健全化対策の継続と各種施策に創意工夫を加えながら、常に町民目線に立ち、「やさしさとぬくもりのあるまちづくり」に今後とも積極的に取り組む決意でありますので、一層のご支援とご協力をお願いするものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で、行政報告を終わります。

《日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）～日程第8、議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）から日程第8、議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いしております。

12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務経費について補正を行ったものであります。

同意第5号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員長職務代理者としてご活躍いただいております大西弘二氏の任期が今月11日に満了となります。このため、引き続き任命することについて同意をお願いするものであります。

大西氏は、教育行政と教育現場双方にわたり豊かなご経験をお持ちであり、人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、加えて温厚、誠実なお人柄から信望も厚く、今日の教育課題に適切に対応いただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第6号 同じく教育委員会委員の任命についてであります。保護者から選任いたしました梅原千里委員の任期が今月11日に満了となります。梅原氏は、任期満了を区切りとして退任のご意志がたく、これを尊重させていただきました。

つきましては、後任の委員に京丹波町大倉にお住まいの藤本英子氏を任命することについて同意をお願いしております。

藤本氏は、現在、和知中学校及び京都府立林業大学校に在学のお子様をお持ちの保護者であり、瑞穂小学校校章のデザイン考案者でもあります。また、読み聞かせボランティアサークルに所属され、教育や子育て支援に関心も高く、保護者の視点や女性の立場からも今日的な教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更につきましては、契約金額に393万150円を追加し、6,521万3,400円とすること及び工期を平成24年12月15日から平成25年1月18日に延長することをお願いしております。配膳施設の基礎工事において想定外の位置に電線管が見つかり、これの調査、移設等が必要となったこと及び校舎棟改修工事において、二階屋根部の防水改修面積が増加したことなどにより工事費の追加及び工期の延長が必要となったものであります。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いをいたします。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、承認第3号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算（第4号）につきましましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、今月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務経費について、補正を行ったものでございます。衆議院が解散されました11月16日に専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましましては、事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、事項別明細書の4ページの歳出をお願いいたします。

重立ったものを説明させていただきますと、まず、報酬といたしまして178万7,000円でございます。投票管理者、投票立会人等の報酬でございます。

次に、職員時間外手当でございますけれども、849万2,000円を計上させていただいております。選挙の準備、それから、明日から15日までは期日前投票がございますが、その場に係る事務、さらには、当日の投票事務ということで、投票の当日の事務につきましましては148人、開票場には70人を予定しておるところでございます。報償費につきましましては、ポスター掲示場の謝礼、需用費の消耗品につきましましては、ポスター掲示場の看板代や事務用品、食糧費につきましましては、投票所の弁当代や茶菓代でございます。

また、印刷製本費につきましましては、入場券や氏名掲示、啓発チラシ代などがございます。

あと、役務費につきましましては、入場券等の郵送代等でございます。手数料は開票の計数機の点検代や新聞折り込みの手数料でございます。

また、委託料につきましましては、主にポスター掲示場の設置・撤去の委託料、それから、使用料及び賃借料につきましましては、主に、個人演説会場の使用料と投票所の借り上げ料を計上させていただいたものでございます。

なお、歳入につきましましては、3ページでございますけれども、選挙費委託金として1,490万円、それから、財政調整基金繰入金10万円で調整をさせていただいたところがございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

続きまして、同意第5号及び第6号の補足説明を申し上げたいと思います。

まず、教育委員会委員の任命につきましましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づきまして、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会

の同意を得て任命する。」ということになっております。

また、同条第4項におきまして、「委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」ということになっておりまして、同意第6号で同意をお願いいたします方が保護者からの任命ということになっております。なお、任期につきましては4年で、定数は条例により6人となっております。

それでは、議案を朗読させていただきまして、説明にかえさせていただきます。

同意第5号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町質美大西25番地

氏名 大西弘二 昭和22年9月27日生

平成24年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、大西氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

続きまして、同意第6号でございます。

同意第6号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町大倉道ノ中47番地

氏名 藤本英子 昭和42年1月23日生

平成24年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、藤本氏のご経歴につきましても裏面のとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） それでは、議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

平成24年8月10日の臨時議会におきまして議決をいただきました蒲生野中学校の配膳施設及び校舎棟改修工事につきましては、ただいま町長の提案理由の説明にございましたよ

うに、契約金額に393万150円を追加し6,521万3,400円とし、また、工期を平成24年12月15日から平成25年1月18日に延長することをお願いするものでございます。

議案書のほうを2枚めくっていただきまして、資料の工事費増減説明書でございますが、この資料につきましては、変更いたすもののみ記載をいたしております。工事全体では数量の精査及び施工方法の変更によるものでございまして、特に大きな変更といたしまして、中段でございます改修工事の屋根防水改修工事でございますが、屋根の軒部分と平場の防水工事につきましては、コスト面や環境への影響を配慮いたしまして、既設防水の上に新たな防水を行うカバー工法を予定をしておりましたが、既設防水の劣化が著しく不陸でありますとか、下地への浸水が予想以上に進んでおりましたことから、やむなく既設防水を撤去いたしまして、新たな防水をすることといたしました。

また、2階屋根のトイレ屋根につきましても防水が劣化をしておまして、着実に進んでおりますことから、全棟的な防水を担保するためにカバー工法によりまして、工事を行うものでございます。場所につきましては、資料を2枚めくっていただきまして、一番最後のA3版の図面でございますが、この斜線部分は既設防水の撤去及び新設をいたすものでございます。また、背表紙の表示をしております部分が追加をして防水を行う部分でございます。

それから、もう1枚戻っていただきまして、平面図の中に赤の二重線でございますけれども、配膳施設の基礎工事中に支障となります位置に地下埋設の電線管が見つかっております。これの調査及び説明、約二十日間の日数を要しておりますので、こうした理由によりまして、年末年始の期間も考慮をして、工期を1月18日までとさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、原案にご承認いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、同意第5号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第6号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第6号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、図面を出していただいているわけなんですけれども、配線の関係なんですけど、電線の管路の埋め立ての関係で、想定していなかったところに線があったということなんですけれども、当然学校施設でするので、もちろん、施設も含めてですけども、そういう当時の図面と設計図を含めて、あると思うんですけども、そういうものがあれば、どこに配線が埋設してあるかと、当然わかると思うんですけども、そういうものがきちんと保管されてこなかったのか、なかったということなのか、ちょっとその点、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 電線管でございますけれども、電線管の位置につきましては、以前に普通教室の増築がされた際に、移設をされた経過がございます。しかしながら、その位置を示した図面がございませんでしたので、平面図にございますように電線管を埋設をされているであろうというラインを想定いたしまして、工事の発注をいたしました。

電線管につきましては、地下80センチの深さの位置でぶつかりまして、それが5丈ございました。増設の状況から基礎よりも深い位置に設置することが困難でありましたので、基礎の壁を貫通させて、並列して地下部分に埋設する方法で移設をして、支障のないように工事を着手いたしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいんですが、そういう図面というのは、きちんと保管するというのが基本ではないのかどうか、こういう配線というのは特別必要ないということになっておるのか、その点だけ確認しておきます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 当然、埋設位置を示すものにつきましては、図面で保管すべきものであるというふうに考えております。以後、こういうことがないように気をつけてまいりたいというふうに考えています。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 平成24年度 蒲生野中学校配膳施設及び校舎棟改修工事請負契約の変更
について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。1時までといたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第9、同意第7号 公平委員会委員の選任について～日程第36、議案第97号 平成
24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) お諮りいたします。ただいまから上程になります日程第9、同意第7
号 公平委員会委員の選任についてから日程第36、議案第97号 平成24年度国保京丹
波町病院事業会計補正予算(第2号)までの議案につきましては、本日は提案理由の説明の
みといたし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

これより、日程第9、同意第7号 公平委員会委員の選任についてから日程第36、議案
第97号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とし
ます。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 同意第7号 公平委員会委員の選任についてであります。現在、委

員長をお務めいただいております山本和之氏の任期が今月25日に満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

山本氏は、人事行政及び教育行政に豊かなご経験をお持ちであり、人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、加えて温厚、誠実なお人柄から信望も厚く、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、野間久雄委員の任期が今月25日に満了となります。野間氏は、今回の任期満了を区切りとして退任のご意志がかたく、これを尊重させていただきました。

つきましては、後任の委員に京丹波町坂原にお住まいの野間雅彦氏を選任することについて、同意をお願いしております。

野間雅彦氏は、現在、土木設計業を営まれ、京丹波町交通指導員をお務めです。人格、識見とも高く、土地や家屋の評価にも精通されており、職務を適切に務めていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。片山加代子委員の任期が平成25年3月31日に満了となります。片山氏は、今回の任期満了を区切りとして退任のご意志がかたく、これを尊重させていただきました。

つきましては、後任の委員に京丹波町安栖里にお住まいの森裕美子氏を推薦することについてご意見をお伺いするものであります。

森氏は、京丹波町社会福祉協議会に長らくお勤めになり、ホームヘルパーや介護支援専門員として高齢者等の生活支援に尽力いただきました。広く社会の実情に精通され、人権について深いご理解の下に、職務を適切に務めていただけるものと存じております。

次に、議案第73号から第85号までの13議案についてであります。これらはいずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革に関する第1次一括法及び第2次一括法の施行に伴うものでございます。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に伴いまして、これまで国が市町村に法令等で義務付けておりました基準を参酌して市町村の条例で定めるものであります。

まず、議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスに従事する従業者の人員基準のほか、当該事業にかかる設備基準や運営基準等を定めるものであります。

議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の人員基準のほか、当該事業に係る設備基準や運営基準等を定めるものであります。

議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者等の申請者の資格及び地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定めるものであります。

議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市公園法の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設の設置基準を定めるものであります。

議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるものであります。

議案第78号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定につきましては、水道法の改正に伴い、水道工事布設監督者を配置する対象工事、水道布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定めるものであります。

議案第79号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきましては、道路法の改正に伴い、町道を新設し、または改築する場合における町道の構造の技術的基準を定めるものであります。

議案第80号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につきましては、道路法の改正に伴い、町道に設置する案内標識及び警戒標識並びに補助標識の寸法の基準を定めるものであります。

議案第81号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定につきましては、河川法の改正に伴い、本町の準用河川における堤防や橋等、河川管理施設または工作物のうち主要なものの構造の技術的基準を定めるものであります。

議案第82号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、高齢者や障害者等に配慮した歩道や駐車場等の構造の基準を定めるものであります。

議案第83号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を

定める条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、高齢者や障害者等に配慮した園路及び広場、便所等公園施設の整備基準を定めるものであります。

議案第84号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定につきましては、公営住宅法の改正に伴い、町営住宅及び児童遊園等共同施設の整備に関する基準を定めるものであります。

議案第85号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営住宅法の改正に伴い、町営住宅の入居者資格のうち収入基準等の要件を定めるほか、町営住宅の一部を用途廃止するものであります。

次に、議案第86号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、京丹波町防災会議の所掌事務及び委員の規定等について所要の改正を行うものであります。

議案第87号 京丹波町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第88号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止につきましては、広域圏計画の策定根拠となる国の「広域行政圏計画策定要綱」の廃止により、本協議会の主要目的である広域行政圏計画の策定機関としての位置付けがなくなったこと及び市町村合併により圏域の市町の数が減少し、広域行政圏施策が一定の役割を終えたことから廃止するものであります。

次に、議案第89号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正前の額130億9,610万円に、今回1億2,810万円を追加し、補正後の額を132億2,420万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、平成24年度も8カ月が経過し、経費の確定や事業進捗状況等精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容であります。総務費では、財産管理費において土地開発基金繰出金として995万8,000円を計上したほか、企画費では、企画一般事業として京都縦貫自動車道丹波インターチェンジ建設工事に係る支障物件として、町が設置しております案内看板の撤去費等に209万4,000円を計上しております。

また、支所費では、府道京丹波三和線の道路拡幅に伴う質美上野の旧JA倉庫の解体撤去費として121万円を計上したところであります。

次に、民生費では、障害者福祉費の障害者自立支援事業に6,757万2,000円を追

加しております。障害福祉サービス分において生活介護等の日中活動系サービスが大幅に増加したものであります。また、児童福祉総務費では、丹波生涯学習センター施設管理経費として駐車場の区画線及びフェンス等の改修工事費に364万4,000円を計上したほか、児童手当支給事業においては対象児童数の精査により給付費を1,499万5,000円減額したところであります。

農林水産業費では、畜産振興対策事業として堆肥による土づくり事業補助金を70万円増額したほか、CATV施設管理事業では、設備保守点検管理等委託料を主なものとして553万円の追加をお願いしております。また、林業費では、林業振興対策事業として瑞穂農林株式会社のホンシメジ製造施設の整備にかかる助成金として1億円を計上しております。

次に、土木費では、今回、道路新設改良事業として2,852万2,000円を減額しております。国の社会資本整備総合交付金の見込み減等により事業の見直しを行ったものであります。なお、物件等補償費の8,952万円の増額につきましては、丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備に係る立木補償が主なものであります。

また、住宅費では、住宅改修補助金交付事業に200万円の追加をお願いしております。

なお、消防費では京都中部広域消防組合負担金の確定により388万7,000円の追加をお願いするほか、災害復旧費では工事請負費の精査により4,300万円を減額したところであります。

一方、歳入につきましては、町税の滞納繰越分のほか、国庫、府支出金等関連する財源の精査、調整を行い編成したものであります。

次に、議案第90号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額19億1,241万4,000円に6,236万7,000円を追加し、補正後の額を19億7,478万1,000円とすることをお願いしております。

主に8月診療分までの実績を基に療養給付費の増額を行うものであります。

議案第91号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額2億1,684万5,000円から37万5,000円を減額し、補正後の額を2億1,647万円とするものであります。

前年度分徴収保険料に係る広域連合納付金の減額などを行うものであります。

議案第92号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において補正前の額20億1,330万円から2,230万円を減額し、補正後の額を19億9,100万円とするものであります。主に施設介護サービスの事業量の変更等に伴う保険給付費の精査により所要の補正を行うものであります。

次に、サービス事業勘定では、補正前の額690万円から4万円を減額し、補正後の額を686万円とするものであります。介護予防サービス計画作成委託料及び事務費等の精査を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定では、補正前の額1億1,630万4千円に106万8,000円を追加し、補正後の額を1億1,737万2,000円とすることをお願いしております。稼働率の上昇に伴う光熱水費等の増額を行うものであります。

議案第93号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)では、補正前の額16億405万2,000円から859万6,000円を減額し、補正後の額を15億9,545万6,000円とするものであります。水質検査委託料及び消費税納付金の精査等を行うものであります。

議案第94号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)では、補正前の額9億8,198万8,000円に424万2,000円を追加し、補正後の額を9億8,623万円とするものであります。農業集落排水事業におけるブロワー等の修繕料及び浄化槽事業における清掃委託料の増額が主なものであります。

議案第95号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額357万円に68万8,000円を追加し、補正後の額を425万8,000円とするものであります。質志地内の分収造林事業委託料の計上が主なものであります。

議案第96号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額320万円に61万7,000円を追加し、補正後の額を381万7,000円とするものであります。土地貸付料及び前年度繰越金等の精査を行うものであります。

議案第97号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)では、収益的収支に200万円を追加し、補正後の額を9億2,875万円とし、資本的支出に857万4,000円を追加し、補正後の資本的支出を1億8,797万2,000円とすることをお願いしております。収益的収支では、人件費等の精査のほか、和知歯科診療所における歯科技工委託料の増額を行うものであり、資本的支出においては、京丹波町病院の電話設備を更新するものであります。なお、資本的収支に不足する財源は過年度分損益勘定留保資金を充当することとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(野口久之君) 補足説明を担当課長から求めます。説明は日程順にお願いをいたします。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第7号の補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織をすることになっております。委員の選任につきましては、人格が高潔で地方自治の本旨、及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決、または決定をいただくことなどが主な職務となっております。任期は4年でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

同意第7号 公平委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2、第2号の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町高岡檜原20番地

氏名 山本和之 昭和22年3月30日生

平成24年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

なお、山本氏のご経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） それでは、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に設置するものとなっております。

地方税法第423条第3項の規定におきまして、当該委員の選任に関しましては、議会の同意をお願いするものでございます。委員の任期につきましては3年、現在、旧町単位ごとに各1名ずつお世話になっておりまして、今回、本年12月25日任期満了となります和知

地域の野間久雄委員より退任の申し出がありましたことから新たな委員を選任することについて、同意をお願いしております。

それでは、同意第8号の一部を朗読させていただきまして、説明にかえさせていただきます。

同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町坂原タハ27番地1

氏名 野間雅彦 昭和32年8月27日生、55歳でいらっしゃいます。

なお、職歴につきましては、裏面のとおりでございます。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について、議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

先に、町長から提案理由の説明がございましたが、平成25年3月31日に任期満了となります片山加代子委員の後任として森裕美子さんを人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第3号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町安栖里森屋1番地

氏名 森裕美子 昭和26年8月7日生

平成24年12月4日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由といたしましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦

する必要があるため。

以上でございます。

裏面には主な職歴を記載しておりますので、ごらんいただきまして、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） それでは、議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

当該条例の制定につきましては、先ほどの町長の提案理由にもございましたとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴いまして同法第78条の4の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

地域密着型サービスとは、要介護や要支援状態となっても可能な限り住みなれた自宅や地域での生活を支えるためのもので、平成18年4月に創設されまして、原則として事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスでございます。

サービスの種類といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスの8つのサービスがあり、それぞれのサービスごとに事業の人員設備及び運営に関する基準を定めております。

それぞれの介護サービスに対する基準につきましては、厚生労働省で定める基準のとおり定め、暴力団排除の規定につきましては、町民の安心・安全を図る観点から本町独自の基準として追加しております。

また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における居室の定員規定につきましては、国の個室を推進する基本方針を踏まえつつ、高齢者の多様なニーズに対応するため、本町独自の基準を追加しております。

それでは、条例の内容でございますが、第1章総則第1条では趣旨を定め、第2条ではこの条例における用語の定義を、第3条では事業の一般原則について、厚生労働省の定める基準のとおり定め、第3項において本町独自の基準で介護保険サービス事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待防止のための従業者への研修実施等の努力義務を定めております。

第2章からは、それぞれの介護サービスにつきまして、基本方針、人員、設備、運営等の基準について定めております。第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員、施設、運営に関する基準を定めております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、日中・夜間を通じて定期的に巡回する訪問介護と緊急時の訪問介護、看護師等による訪問看護が一体となったサービスで平成24年度に創設されたサービスでございます。

第1節、基本方針等第4条及び第5条で、当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第6条及び第7条では、従業者の資格や員数、専従義務等について、第3節、設備に関する基準、第8条では、サービス提供に必要な設備や備品等について定めており、第4節、運営に関する基準は、第9条から第43条でなり、第10条では、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、第33条では、従業者の清潔の保持や健康管理、設備、備品等の衛生管理、第35条では、利用者またはその家族の秘密保持、第42条では、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備について、定めております。

次に、第3章は、夜間対応型訪問介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。夜間対応型訪問介護とは、午後10時から翌午前6時の夜間に定期的に巡回する訪問介護と随時の訪問介護を受けることができるサービスでございます。第1節、基本方針等第46条及び第47条で、当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第48条及び第49条では、訪問介護員等の員数等について、第3節、設備に関する基準、第50条では、サービス提供に必要な設備や備品等について定めており、第4節、運営に関する基準では、第51条から第60条でなり、第51条、第52条では、サービス提供に当たっての取扱方針、第57条では、適切なサービス提供のできる勤務体制の確保、第59条では、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録に整備について定めております。

次に、第4章は、認知症対応型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。認知症対応型通所介護は、認知症の方が日帰りでデイサービスセンターに通い、食事、入浴、避難訓練などの日常生活の介助を受けられるサービスで、一般のデイサービスと異なり、認知症の方を対象としており、利用者は12人以下の少人数でのサービス提供となります。

第1節、基本方針、第61条で当該介護サービスの基本的事項について、また、第2節、人員及び設備に関する基準、第1款、第62条から第64条では、単独型及び併設型施設の従業者の員数、サービス提供に必要な設備及び備品の整備等について定めており、第2款、第65条から第67条では、共同型施設の従業者の員数、利用定員等について定めておりま

す。第3節、運営に関する基準、第68条では、利用者の心身の状況等の把握の努力義務、第70条及び第71条では、サービス提供に当たっての取扱方針、第75条では、適切なサービス提供のできる勤務体制の確保、第76条では、定員の遵守について定めております。

次に、第5章は、小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。小規模多機能型居宅介護とは、事業所への通いを中心として一人一人の生活に合わせて自宅への訪問や事業所への泊りができ、在宅生活を支える24時間365日のサービスでございます。通いは15人以下の少人数で家庭的な雰囲気の中で入浴、食事、機能訓練など日常生活の介助を受け、通い、訪問、泊りを同じ事業所の職員が行うため、顔なじみの関係でサービスを受けることができます。

第1節、基本方針、第82条で当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第83条から第85条では、従業者の員数、管理者、代表者について規定しております。

第3節、設備に関する基準では、第86条で事業所の登録定員及び各提供サービスにおける利用定員について、第87条でサービス提供に必要な設備及び備品等の整備並びに宿泊室の面積等について定めております。

第4節、運営に関する基準、第88条では、利用者の心身の状況等の把握の努力義務を、第92条及び第93条では、サービス提供に当たっての取扱方針、第102条では、定員の遵守について定めております。

次に、第6章は認知症対応型共同生活介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。認知症対応型共同生活介護とは、認知症の方が9人以下の少人数で家庭的な環境で共同生活を送り、家事などそれぞれの能力に応じてできることを役割とし、その人の日常生活のできない部分について、介護職員から介助を受けながら生活を送るサービスで、一般的にはグループホームとよばれております。

第1節、基本方針、第110条で、当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第111条から第113条では、従業者の員数、管理者、代表者について、それぞれ規定しております。

第3節、設備に関する基準、第114条では、共同生活住居の数や入居定員、居室定員、居室の床面積等について定めております。

第4節、運営に関する基準は、第115条から第129条でなり、入退居の要件やサービス提供に当たっての取扱方針、勤務体制の確保、定員の遵守等について定めております。

次に、第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護の人員、設備及び運営に関する基準

を定めております。地域密着型特定施設入居者生活介護とは、定員29人以下の小規模な有料老人ホームで、見守りや食事、身の回りの生活介護が受けられるサービスでございます。

第1節、基本方針、第130条で、当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第131条及び132条では、従業者の員数、管理者について、それぞれ定めております。

第3節、設備に関する基準、第133条では、施設の建物の構造基準、必要な設備、居室の定員等について定めております。

第4節、運営に関する基準は、第134条から第150条において、入居者に対する正当な理由のないサービス提供拒否の禁止や適切な介護の提供、勤務体制の確保等について定めております。

次に、第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めております。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、自宅での生活が困難な方が定員29人以下の特別養護老人ホームに入所し、食事、入浴、排せつなど生活介護を受けられるサービスでございます。

第1節、基本方針、第151条で当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第152条では、従業者の員数等について定めております。

第3節、設備に関する基準、第153条では、当該施設の設備基準を定めており、同条第1号、居室の定員につきましては、国の基準においては1人とすること、ただし、入所者のサービス提供上必要と認められる場合は2人とすることができると定められておりますが、本町独自の基準として、町長が認める場合であって入所者のプライバシーの保護等の措置を講じるときは2人以上4人以下とすることができることを国の基準に追加いたしております。

第4節、運営に関する基準、第155条では、入退所の要件、第158条では、当該介護サービスに係る取扱方針を、第160条から第165条では、入所者に対しての適切な介護、食事の提供、機能訓練の実施や健康管理等について、また、第170条では、適切なサービス提供ができる勤務体制の確保、第174条では、入所者とその家族の秘密の保持について定めております。

第5節では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準について定めております。ユニット型とは、第179条で定めるとおり、共同生活室において、入所者が交流し共同で日常生活を営める施設を言います。ユニット型の居室の定員につきましても、第2款、設備に関する基準、第181条、第1号で本町独自の基準として町長が認める場合にあつて、入所者のプライバシーの保護等の措置を講じるときは、

2人以上4人以下とすることができることを国の基準に追加いたしております。

次に、第9章は、複合型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定めております。複合型サービスとは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによる介護と看護が一体となったサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じく平成24年度から設けられた新しいサービスでございます。

第1節、基本方針、第191条では、当該介護サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第192条では、従業者の員数等について定めております。

第3節、設備に関する基準、第195条では、事業所の登録定員及び各提供サービスにおける利用定員について、第196条で、サービス提供に必要な設備及び備品等の整備並びに宿泊室の定員、面積等について定めております。

第4節、運営に関する基準、第197条では、サービス提供に当たっての取扱方針について定めております。

本条例の執行日は平成25年4月1日といたしております。なお、本町におきまして、この条例に定めるところの介護サービスを提供されている事業所は、社会福祉法人山彦会さんのグループホームわたしの親元が認知症対応型共同生活介護に、また、現在、旧三ノ宮小学校を活用し、整備計画が進められております介護老人福祉施設が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に該当いたします。

続きまして、議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

当該条例の制定につきましても、地域主権改革に関する一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴いまして、同法第115条の14の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

介護予防サービスは、状態の維持、改善可能性に係る判定により、要支援1、要支援2の認定を受けられた方に提供されるサービスでございます。

サービスの種類といたしましては、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の三つのサービスがあり、それぞれのサービスごとに事業の人員、設備、運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めております。

それぞれの介護予防サービスに対する基準につきましては、厚生労働省で定める基準のとおり定め、暴力団排除の規定につきましては、町民の安心・安全を図る観点から本町独自の

基準として追加いたしております。

それでは、条例の内容でございますが、第1章、総則、第1条では、趣旨を定め、第2条では、この条例における用語の定義を、第3条では、事業の一般原則について、厚生労働省の定める基準のとおり定め、同条第3項では、本町独自の基準で介護保険サービス事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待防止のための従業者への研修実施等の努力義務を定めております。

次に、第2章は、介護予防認知症対応型通所介護の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めております。

第1節、基本方針、第4条で当該介護予防サービスの基本的事項について定め、第2節、人員及び設備に関する基準、第1款では、単独型及び併設型施設の基準について、第5条では、従業者の員数を、第7条ではサービス提供に必要な設備及び備品等について定め、第2款では共用型施設の基準について、第8条から第10条において、従業者の員数、利用定員等について定めております。

第3節、運営に関する基準では、第11条から第40条において、サービス提供拒否の禁止、利用者の心身の状況等の把握、適切なサービス提供ができる勤務体制の確保、定員の遵守、施設、設備の衛生管理等について定めております。

また、第41条では、本町独自の基準として、暴力団員等の排除規定を設けております。

第4節、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、第42条及び第43条において、当該介護予防サービスの取扱方針について定めております。

次に、第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めております。

第1節、基本方針、第44条で当該介護予防サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第45条から第47条では、従業者の員数、管理者、代表者について規定しております。

第3節、設備に関する基準では、第48条で事業所の登録定員及び各提供サービスにおける利用定員について、第49条でサービス提供に必要な設備及び備品等の整備並びに宿泊室の面積等について定めております。

第4節、運営に関する基準、第50条では利用者の心身の状況等の把握の努力義務を、第54条では利用者の身体的拘束等の禁止、第5節、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、第67条及び第68条において、当該介護予防サービスの取扱方針について定めております。

次に、第4章は、介護予防認知症対応型共同生活介護の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めております。

第1節、基本方針、第71条で当該介護予防サービスの基本的事項について、第2節、人員に関する基準、第72条から第74条では、従業者の員数、管理者、代表者について、それぞれ規定しております。

第3節、設備に関する基準、第75条では共同生活住居の数や、入居定員、居室定員、居室の床面積等について定めております。

第4節、運営に関する基準、第76条から第87条で入退居の要件や利用者の身体的拘束等の禁止、適切なサービス提供ができる勤務体制の確保、定員の遵守等について定めております。

第5節、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、第88条及び第89条において、当該介護予防サービスの取扱方針について定めております。本条例の施行日は平成25年4月1日といたしております。なお本町におきまして、この条例に定めるところの介護予防サービスを提供されている事業所は、社会福祉法人山彦会さんのグループホームわたしの親元が介護予防認知症対応型共同生活介護に該当いたします。

続きまして、議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

当該条例の制定につきましても、地域主権改革に関する一括法の施行による介護保険法の一部改正に伴いまして、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容でございますが、第1条では趣旨を定めております。第2条では、施設の定員を29人以下と定めております。この定員数は、京都府が定めることとなっております指定介護老人福祉施設の定員が30人以上となっておりますことから、京丹波町の指定地域密着型介護老人福祉施設につきましても、29人以下とするものでございます。

次に、第3条の指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格につきまして、厚生労働省で定める基準のとおり、法人格を有することを規定し、町民の安心安全を図る観点から本町独自の基準として、暴力団の排除規定を追加しております。なお、本条例の執行日は平成25年4月1日といたしております。

以上、議案第73号から第75号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明のほうさせていただきます。

提案理由としましては、地域一括法の施行による都市公園法の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めてきました都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準が地方公共団体の条例に委任されたもので、京丹波町都市公園条例について、所要の改正を行うものです。

それでは、条例本文中に設けました委任事項の内容について、ご説明させていただきます。

議案書の3枚目、新旧対照表をご確認下さい。全体といたしましては、旧の第2条の後の第3条から第6条を加え、以降の条項の整理を行うものです。

新の第4条におきまして、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を定めるものとして、定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境であるかの基準についてですが、現在の設置状況及び適正な管理を図る観点から、政令による基準により規定をいたしております。

次に、第5条におきましては、都市公園の種類ごとに配置や規模の基準を定めるものであります。町内の都市公園は現在、街区公園、近隣公園の2カ所であり、政令の基準で設置しており、その目的を満たしていることから、政令による基準により規定しております。

第6条におきましては、都市公園の敷地面積に対する公園施設として設けられる建築物の建築面積の許容される割合、建蔽率基準を定めるものであります。

第1項におきましては、建蔽率基準の原則を定めるもので、法により100分の2という基準を参酌して条例で定めることになっております。町内の都市公園内の建築物はいずれも基準内となっておりますので、現行の基準のとおり規定しております。

第2項から第5項におきましては、特別な場合における建蔽率基準の特例を定めるものであります。特例の対象となる公園施設は条例に委任されていないため、法で定める公園施設についてのみ法を参酌して、建蔽率基準の特例を定めることとなります。よって、本町においては、設置の例がないため、政令による基準どおり規定いたしております。

以上、まことに簡単ですが、議案第76号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 先ほど上程となりました議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

町長の提案理由説明でございましたように、一括法の施行に伴うものでありまして、下水道法が一部改正となることから、これまで政令で全国一律に定めていたものを、地方分権改革の観点から、地方公共団体が定めることとなりました。条項を追加して、一部改正するものでございます。なお、内容につきましては、政令で定める基準を参酌することとなっているところであり、結果、町独自の基準は設けずに政令で示された基準のとおり規定するものでございます。

詳細につきましては、3枚めくっていただき、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、目次でご確認いただきますが、第2章として、公共下水道の構造の技術上の基準を追加し、第5章として、終末処理場の維持管理を追加するものでございます。

続けて詳細を条項ごとに説明いたしますと、第2章については、施設ごとの基準を規定する必要があることから、第4条で公共下水道の構造の技術上の基準を定めることについての統括的な規定となります。

第5条では、排水施設及び処理施設に共通の基準を規定し、次のページに進んでいただきまして、第6条で排水施設の構造の基準を定めます。最下段に処理施設の構造の基準と記載しております次のページの第7条で定めております。

第8条で、適応除外の条項を規定しております。以下、条項ずれが生じまして、次のページの下段に第5章の終末処理場の維持管理を第20条として挿入するものでございます。

最終ページ、第2条関係でございますが、附則につきましては、現在、下水道料金の改定経過措置期間中でありまして、使用料の額の特例がございます。本提案の条例改正によりまして、第14条の2、使用料の算定の条項が第19条の2に改正となりますことから、京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を一部改正させていただくものであります。

以上、まことに簡単でございますけれども、補足説明をさせていただきます。

続きまして、議案議案第78号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

本議案も第二次地域主権一括法の施行に伴うもので、水道法が一部改正となります。これまで政令で定められておりました水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格について、地方公共団体が定めることとなったために、新たに制定するものでございます。

なお、内容につきましては、本町独自の基準はなく、政令で定める基準を参酌している

ころでございます。

それでは、条例の中身でございますが、第1条で趣旨をうたい、第2条で布設工事監督者を設置する布設工事について定めております。

第3条では、布設工事監督者の資格についてでありまして、第1項で各種必要な基礎教育と水道に関する技術上の実務経験など、必要な資格基準として定めまして、第2項で簡易水道事業についての読み替え規定をしています。

最後に、第4条水道技術管理者の資格について規定しており、第3条と同じように第1項では資格要件を定めるとともに、第2項で簡易水道事業についての読み替え規定を定めております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第79号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、地域の一括法の施行により道路法の一部が改正されたことに伴い、町が管理する町道を新設し、または改築する場合における町道の構造の技術的基準について、新たに整理するものです。従来の市町村道の構造の技術的基準につきましては、これまで政令で定められてきましたが、法改正により一部を除き、道路管理者である地方自治体の条例で定めることとなります。引き続き、政令で定められる事項は通行する自転車の種類に関する事項、建築限界、橋、その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度とされており、それ以外の事項に係る技術的基準を参酌して条例で定めることとなっております。

なお、京都府におきましては、本年7月に政令の基準を基本としながら、より安全を確保した内容となる道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例が制定されており、本町におきましても府道との整合性を図るため、政令の基準を基本として、一部の事項について、京都府の条例に準じることとし、より安全を確保した基準で整理することとしたところでございます。

それでは、条例本文の中の独自に設けたものについて、説明させていただきます。

議案書の3枚目の裏面の第7条をごらんいただきますようお願いいたします。

第7条におきまして、路肩について定めております。2項において、自転車の通行に配慮した路肩の幅員が設定できることとするため、車道の左側に設ける路肩の幅員については、

交通及び地形の状況を勘案し、自転車の通行に配慮して定めるものとする」と規定しております。この背景には、近年、自転車による交通事故が多発していることから、自転車道や自転車歩行者道の安全な通行の確保が必要不可欠ですが、時間や費用の面から早急な対応が難しいため、即効性のある自転車と歩行者を分離した対策を必要とすることからでございます。

次に、4枚目の裏面、第10条についてでございます。

本条文は、自転車歩行者道についてのものであり、2項において、縁石や路上施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員という意味から、有効幅員として明記し、より適切な歩行空間の確保によりスムーズな人の移動ができる歩道整備に努めるものでございます。

次の5枚目、第11条につきましても、先ほどと同じくより適切な歩行空間の確保に努めることから、3項において歩道の幅員はその有効幅員として明記いたしております。ただし、周辺環境などから有効幅員の確保できない場合にあっては、歩行者交通が特に少ない区間において、柵の設置と歩行者の安全な通行のための措置を講じた上で歩道を設置することができるよう、通学路としての歩道整備に配慮することとしております。

次に、8枚目の裏面第24条についてでございます。

本条文は舗装に関する条文であり、3項におきまして、都市部の道路だけでなく、地方部の道路においても地域や沿道の土地利用及び自転車や歩行者の交通状況を勘案して、雨水を道路の路面化に浸透させる構造とできるよう定めるものです。背景には都市部以外でも交通状況により、降雨時の視認性の確保により、交通事故の防止を図ることと、歩行者や自転車の交通量を勘案して、歩道の水たまりを解消し、快適な歩行空間を確保し、事故防止につなげる必要があるためでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第79号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、補足説明させていただきます。

提案理由としましては、地域一括法の施行による道路法の一部が改正されたことに伴います町道に設ける道路標識の寸法及び文字の大きさについて、新たに整備するものです。

従来町道に設ける標識の寸法及び文字の大きさにつきましては、これまで省令で一律に定められていましたが、道路法第45条3項の規定に基づき、道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の寸法に係る基準をそれぞれの道路管理者である地方公共団体が条例で省令を参酌して定めることとなったものです。なお、京都府におきましては、本年10月に誰もがわかりやすい標識を整備するため、国道と同様に寸法の基準を拡大して設置できるよう省令の基準と同様に規定されていること

から、本町におきましても整合性を図るため、省令の基準と同様に規定し整備することとしたところでございます。

条例本文について、説明させていただきます。

第3条におきまして、案内標識及び警戒標識においては、省令に寸法が図示されているものについては、その寸法を基準とすることを規定いたしております。

第4条におきましては、省令で定める一部の案内標識及び警戒標識について、第3条の例外を認めることとし、拡大することができるよう規定しております。なお、拡大倍率につきましても、省令基準を用いることとしております。

第5条においては、文字及び記号の大きさを規定いたしております。

第6条におきましては、特定の案内標識に用いる文字及び記号の大きさと拡大倍率について、規定いたしております。

以上、議案第80号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第81号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、説明のほうをさせていただきます。

提案理由としましては、地域の一括法の施行による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、河川法の一部が改正されたことに伴い、町が管理する準用河川について、河川管理上必要とされる構造の技術的基準について、新たに整備するものです。従来の準用河川に設置される河川管理施設の構造基準につきましては、構造上の安全性を確保するため、政令及び省令に準拠してきたところでございます。

したがいまして、本条例におきましても、管理する準用河川において、政令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことと、政令において、消火栓における特例が定められていることから、原則として政令が示す基準に準拠することとしたところでございます。

なお、本町の管理する準用河川の規模や位置等を検討し、高潮区間、高規格堤防、故障に関連する条項は対象外としております。また、大規模河川に必要な管理施設であるダム、揚水機場、排水機場及び止水塔の構造基準に関連する条項についても、対象外として整備することとしたところでございます。

条例本文の説明させていただきます。

2枚目、第2章、堤防についてですが、第5条の材質及び構造につきましては、盛土による築造とすることを規定しております。

第6条においては、高さを定めており堤防の高さは計画高水位に0.6メートルを加えた高さ以上と規定しております。

次に、3枚目の裏面、第4章、堰についてですが、第23条の流下断面との関係につきましては、治水上、支障とならないよう、流下断面内に設けてはならないこととして規定しております。

なお、河川の状況、地形の状況等により、治水上の支障がないと認められる場合は、措置を講じた上で、流下断面内に堰を設けることができるものとしております。

次に、6枚目、第6章、橋についてですが、第41条の橋脚につきましては、河道内に設ける橋脚については、できるだけ細長い楕円形の形状とし、その方向は洪水流下の方向と同一とし、河道内の流下を阻害することがないように規定しております。

次の、7枚目の第43条の桁下高等につきましては、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上の桁下高と規定いたしております。

最後に、第8章、雑則についてですが、第52条で適用除外条項、また、第54条で小河川特例の条項を規定し、整備を行ったものでございます。

以上、議案第81号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第82号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、地域一括法の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について、新たに整備をするものでございます。

従来の高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準につきましては、これまで省令で定められてきましたが、第10条の改正により国道に係る基準を除き、道路管理者である地方自治体の条例で省令を参酌して定めることとなりました。

京都府におきましては、高齢者、障害者が地域社会を構成する一員として、安心して生活を営むことができ、みずからの意思で移動でき、社会に参加することができる福祉のまちづくりの実現のため、京都府福祉のまちづくり条例が制定されており、従来は、府内全ての道路法上の道路の整備に対して、適合義務が課されておりましたが、条例委任により、府及び市町村のそれぞれが管理する道路法上の道路について、バリアフリーに関する基準を定めることができるようになったため、京都府福祉のまちづくり条例の基準は、市町村が管理する道路については法的に無効となりますことから、これまでの整備基準を維持するため、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に基づき、京都府福祉のまち

づくり条例の規定を盛り込んだ条例を整備したところでございます。

条例本文の中の、京都府福祉のまちづくり条例に基づき、独自に設けたものについて、説明をさせていただきます。

条例本文の3枚目、第11条についてでございます。本条文においては、高齢者、障害者等の通行の安全を確保するため、歩道等の整備時に排水施設に溝ぶたを設置する場合において、車いすのキャスターや杖が落ち込むことがないように、配慮した構造とすることを規定しております。

次に、裏面の第13条についてですが、立体横断施設において、エレベーターを設置する場合の構造を定めております。高齢者、障害者等のエレベーターの円滑な利用を確保するため、第6号においては、エレベーターの稼働内の手すりについて、左右両側の壁に設置するよう規定しております。

さらに、第14号において、かご及び昇降路の出入り口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に静止できる装置を設けることと規定しております。

次に、8枚目をお願いいたします。

第29条におきましては、自動車駐車場に便所を設ける場合の構造について、規定したものであり、高齢者、障害者等の便所の円滑な利用を確保するため、第1項5号のイにおいて、高齢者、障害者等が容易に開閉し通過できるよう、引き戸構造とする規定を設けております。

また、第7号におきまして、洗面器、手洗器のうち一つ以上はレバー式、光感知式の操作が簡易な水洗を設置することと規定しております。

以上、議案第82号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第83号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、地域一括法の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、新たに整備を行うものです。

従来の高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準につきましては、これまで省令で定められてきましたが、第13条の改正により、地方自治体の条例で省令を参酌して定めることとなりました。

また、道路のバリアフリーに関する基準と同様に、従来は京都府福祉のまちづくり条例の基準におきましても、府内全ての都市公園法上の都市公園の新設、改築に対して、適合義務が課されておりましたが、条例委任により府及び市町村のそれぞれが管理する都市公園法上

の都市公園について、バリアフリーに関する基準を定めることが可能となったため、京都府福祉のまちづくり条例の基準は市町村が管理する都市公園については、無効ということになりますことから、これまでの都市公園における整備基準を維持するため、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令に基づき、京都府福祉のまちづくり条例の規定を盛り込んだ条例を整備したところでございます。

条例本文の中の京都府福祉のまちづくり条例に基づき、独自に設けたものについて、説明させていただきます。

議案書の裏面、第4条についてでございます。

本条文は、園路及び広場の基準を定めております。高齢者、障害者等の通行の安全を確保するため、京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の基準と同様に、2枚目の裏面、第2号、キにおきまして、排水施設に溝ぶたを設置する場合は、車いすのキャスターやつえが落ち込むことがないように、配慮した構造とすることを規定しております。

また、第5号、ク及びケにおいて、傾斜路とその前後の通路との色の輝度比により、傾斜路を容易に判別できること、傾斜路の始点及び終点に車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けることを規定しております。

次に、5枚目の第8条におきましては、駐車場における車いす使用者、駐車施設の設置数と幅や表示の基準を定めております。

高齢者、障害者等の駐車場の円滑な利用を確保するため、第2項、第3号にいて、車いす使用者用駐車施設と駐車場出入り口との間の長さが、できる限り短くなるように設けること、第3項、第1号において、その通路の幅が120センチメートル以上とする規定を設けております。

次に、6枚目の第10条におきましては、便所を設ける場合の構造について規定したものであります。こちらも京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の基準と同様に、公園内の便所におきましても、第1項、1号オの（イ）において、高齢者、障害者等が容易に開閉し通過できるよう引き戸構造とすること。第3号におきまして、洗面器、手洗器のうち、一つ以上はレバー式、光感知式の操作が簡易な水洗を設置することと規定しております。

以上、議案第83号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、補足説明させていただきます。

提案理由としましては、地域一括法の施行により、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅の整備基準について、新たに整備するものです。

従来の公営住宅の整備基準につきましては、これまで国土交通省令で定められてきましたが、公営住宅法第5条の改正により、省令を参酌して定めることとなりました。

なお、提案しております整備基準につきましては、国土交通省令を基本とし、京都府及び京都府内全市町村が参加する京都府地域住宅協議会において検討した内容を加えたものとしております。

それでは、条例本文の中の省令以外に新たに規定したものについて、説明させていただきます。

2枚目の第7条、住棟等の基準についてですが、地域の環境と調和した住宅を整備するための条項を規定しております。

第2項においては、気候や景観に配慮し整備すること。第3項においては、老人介護施設や児童養護施設などの施設と一体的に整備する場合の居住環境並びに施設利用者への利便及び安全への配慮を規定しております。

第8条、住棟の基準につきましては、町民同士の交流の促進や少子高齢化に配慮した住宅を整備するための条項として、高齢者世帯や若年層世帯に配慮した住宅を組み合わせ、多様な世帯が入居できることを規定しております。3枚目の第18条においては、交通手段として、自家用車が必要な本町の実情から、駐車場の整備について、規定しております。

第19条においては、交流の促進への配慮として、児童遊園や集会所、広場や緑地は入居者相互や入居者とその周辺地域住民との交流が促進するよう整備することを規定しております。

第20条においては、災害等の緊急時の使用が可能となるよう、集会所や広場の整備について、規定しております。

以上、議案第84号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第85号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、地域一括法の施行による公営住宅法の一部改正に伴うものです。これまで、国が一律に定めていた入居者資格等に関する基準が、地方公共団体の条例で定めることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

従来の入居者資格の収入基準につきましては、これまで公営住宅法により規定されておりましたが、法第23条の改正により、事業主体が政令で定める額以下で上限額を条例により

規定することとなりました。条例で定める改正された国の参酌基準につきましては、一般階層が従来どおり月額所得15万8,000円以下とされ、老人、障害者等の裁量階層及び災害被害者につきましては、従来の月額所得21万4,000円以下から月額所得25万9,000円以下に改正されました。この参酌基準を参考として検討し、一般階層は京都府の平均賃金が月額所得15万1,000円で、全国平均の月額所得15万8,000円と差異がないことから、従来どおり月額所得15万8,000円以下の方を公営住宅の入居時の所得基準と規定しております。

また、高齢者、障害者等の裁量階層及び災害被害者につきましては、裁量階層が民間のバリアフリー住宅が全国的に少ないことからバリアフリー化された公営住宅への入居を促進するため、また、災害被害者につきましては、早急に入居先を確保する必要があることから、一般階層よりも所得基準を上げております。

議案書の新旧対照表において、説明させていただきます。

3枚目、第6条についてです。第6条、入居者資格の第1項、第2号、ア及びイにおきまして、裁量階層と災害被害者の所得基準を市町村条例で定めるため、旧の公営住宅法施行令第6条第5項第1号及び第2号に規定する金額から、新の21万4,000円に改正するものです。

また、第6条第1項第2号ウにおきまして、一般階層の所得基準を定めるため、旧の公営住宅法施行令第6条第5項第3号に規定する金額から、新の15万8,000円に改正するものです。

第6条、第3項については、従来国の政令により裁量階層の対象者を定めておりましたが、条項が削除されたため、従来の政令による条項を加えたものです。

第7条、第2項については、入居者資格の特例において、地方税の滞納、保証人の必要性、暴力団員でないことの条項を加えております。

第12条の同居の承認につきましては、公営住宅法施行規則の改正によるもので、文言の削除及び追加により、従来の規定として整理したものでございます。

また、地域一括法以外の改正といたしましては、町営住宅本庄木下団地4戸のうち、政策空き家としている1戸について、林業大学校生を受け入れ可能とするため、条例の管理戸数から1戸を除外するものであります。

議案書の最後につけております別表（第3条関係）、特別賃貸住宅本庄木下団地におきまして、旧の戸数4戸を新の戸数3戸に改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第85号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜

りましてお認めいただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。2時50分まで。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第86号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げさせていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、災害対策基本法の改正に伴いまして、京丹波町防災会議の所掌事務及び委員の規定等について、所要の改正を行うものであります。

めくっていただきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

まず、市町村の防災会議の組織及び所掌事務につきましては、都道府県防災会議の例に準じまして、条例で定めることとなっております。これまでの所掌事務につきましては、右側の旧条例の第2条第2号であります。町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを規定していたところでございますが、災害応急対策につきましては、防災会議よりも災害対策本部で行うことが効果的であるということで、災害対策基本法が改正されたことから、これを削りまして、また一方で、これまで防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議というものが規定をされておりましたために、これを第2号として、定めるものでございます。

また、旧条例の第3号の水防計画の調査審議につきましては、新条例第2号の防災に関する重要事項の審議に含まれることから、これを削ることといたしまして、新条例第2条第3号につきましても、法律改正に伴いまして、審議した重要事項について、町長に意見を述べることを定めるものでございます。

また、新条例の第3条第5項につきましては、防災会議の委員につきまして、自主防災組織を構成する者、または学識経験者を追加するものでございます。

次に、めくっていただきまして、最後のページでございますが、これにつきましては、災害対策本部条例の一部改正でございますが、条例の根拠規定の条項の変更に伴いまして、改正をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号をお願いをいたします。京丹波町暴力団排除条例の一部を改正

する条例の制定でございますが、これにつきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法の改正に伴いまして、条例第4条の町の責務の条文で引用しております同法の条項ずれが生じたことから、改正を行うものでございます。

なお、改正後の法第32条の3第1項の点につきましては、都道府県暴力追放運動推進センターの指定要件が規定をされているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議案第88号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止にかかわる補足説明をさせていただきます。

本協議会は、地方自治法第252条の6の規定の基づき、平成25年3月31日をもって廃止をするため、議決をお願いするものであります。既に、配付させていただいております京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止に係る資料には、協議会の廃止についての考え方や、計画のまとめ、並びに活動実績など詳しくまとめておりますので、概略のみ述べさせていただきます、補足説明とさせていただきます。

初めに、京都中部地区広域市町村圏協議会は、地理的、歴史的に密接なつながりのある当時の亀岡市、船井郡、北桑田郡の1市8町での総合的な圏域づくりのため、昭和55年4月1日に発足し、その後の合併により、亀岡市、南丹市、京丹波町の2市1町で構成しているものでございます。この協議会では、圏域内の共通する課題に対し、総合的、一体的な整備を推進するため、広域市町村圏計画を策定し、山陰本線複線電化事業、京都縦貫自動車道の整備等を初め、計画的な事業の推進を図ってきたところであります。特に、京都中部広域消防組合基本計画を策定し、昭和57年4月1日に京都中部広域消防組合が発足をし、また、発足に合わせ、公立南丹病院や管内医師会の協力を得て、圏域内の救急医療体制を確立したところであります。

しかしながら、全国的に、市町村合併の進展等により、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や広域行政機構を要しない圏域が広がるなど広域行政圏を取り巻く状況は圏域ごとに大きく異なってきたところであります。このような状況の中、国におきましては、広域行政圏施策は当初の役割を終えたとされ、広域圏計画の策定根拠となる広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止をされたところであります。そうした中で、京都府内においても、五つありました広域行政圏は既に丹後地区、中丹地区、京都南部都市が廃止をされ、現時点では、京都中部地区、相楽地区を残すのみとなっております。全国の様況及び京都府内の広域行政圏の動向等を踏まえ、本協議会では一定の役割を終えたと判断で

きるとともに、第4次京都中部新広域市町村圏計画が平成24年度末をもって、最終年度となることを踏まえ、協議会会議において廃止する方向で決定をされたところであります。

以上、概略な補足説明になりますが、ご審議いただきご同意いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第89号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に1億2,810万円を追加し、補正後の額を132億2,420万円とすることについて、お願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、6ページの第2表の繰越明許費をお願いをいたします。

今回、道路新設改良事業で2億5,800万円の繰越をお願いしております。繰越理由につきましては、資料として繰越理由等一覧表を配付をさせていただいておりますが、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備に関しまして、現在、用地取得を進めているところでありますが、相続登記を初めといたしまして、権利関係の整理が必要な土地でございましたり、あるいは保障物件の撤去が必要となっておりますわけですが、事業認定でありますとか、税務署との協議の関係上、年度内に全てを執行することが困難と見込まれることから、あらかじめ繰越明許費を設定をさせていただくものでございます。

内訳といたしましては、府道桧山須知線からのアクセス道路となります古墳公園線で1億154万6,000円、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備事業で1億5,645万4,000円でございます。

以上、繰越明許費の説明とさせていただきます。ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、予算書の7ページでございますが、第3表の地方債の補正でございます。目的別の補正内容につきましては、後ほど事項別明細書の9ページからの町債のところでご確認をいただきたいというふうに思いますが、まず、合併特例事業債で130万円増額をさせていただいております。これは、畑川ダム関連整備事業におきまして、国庫補助金が増額となった関係での減額が610万円、それから、過疎債を予定しておりました道路整備が幅員の関係から過疎債の適用とならなかったというふうなことから、合併特例債に振り替えたことによる増額740万円との差し引きでございます。

次に、過疎対策事業債では、870万の減額としております。山村開発センター改修事業費の確定による減額540万円、それから、国の社会資本整備総合交付金の見込み減等によりまして、道路改良事業の見直しを行ったことによる減額330万円がその内容でございます。

次に、8ページの救急防災・減災事業債でございますが、250万円の増額としております。丹波生涯学習センター改修事業及び上豊田保育所の耐震補強工事の精査によるものでございます。

また、京都府市町村未来づくり資金の40万円の減額につきましては、合併特例事業債で申し上げましたが、畑川ダムの関連事業で国庫補助金が増額となったことにより、精査したものでございます。

これによりまして、補正後の発行額は530万円減額の17億3,180万円となりまして、このうち交付税算入いただける額でございますが、約76%の13億1,100万円余りとなるところでございます。

次に、補正予算の重立った項目について、説明をさせていただきます。なお、町長の提案理由説明と重複する部分が多数ございますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

まず、歳出からでございますが、総務費の中段の財産管理費では、土地開発基金繰出金といたしまして995万8,000円を計上させていただいております。9月の定例会におきまして、土地開発基金の不動産部分を減額修正させていただいた額を基金に繰り出すものでございます。

次の企画費では、企画一般事業といたしまして209万4,000円を追加しております。京都縦貫自動車道丹波インターチェンジ建設工事に係る支障物件といたしまして、町が設置しております案内看板の撤去費、それから用地借り上げ料を計上したものでございます。

次に、12ページの支所費でございますが、支所財産管理事業といたしまして121万円を追加しております。府道京丹波三和線の道路拡幅に伴いまして、質美上野の旧JA倉庫の解体撤去費を計上させていただいたものでございます。

13ページの下段の民生費でございますが、障害者福祉費の事業項目の三つ目でございますけれども、障害者自立支援事業に6,757万2,000円を追加をしております。生活介護等の日中活動系サービスが大幅に増加したということでございます。

また、14ページの下段の児童福祉総務費でございますが、事業項目の四つ目でございますが、丹波生涯学習センター施設管理経費といたしまして、駐車場の区画線及びフェンス等

の改修工事費に364万4,000円、それから、児童手当支給事業におきましては、対象児童数の精査によりまして、給付費を1,499万5,000円減額をさせていただいたこととございます。

それから、ページを送っていただきまして、16ページでございますが、農林水産業費でございますが、農業振興費の事業項目の一つ目の農業振興事業で30万円を計上しております。これにつきましては、猪鼻区の米づくりの会というところが導入をされます播種機、それから、育苗だなの補助金でございます。

事業項目の下から二つ目の京の黒大豆・小豆等産地づくり事業におきましては438万円を減額しておりますけれども、これにつきましては、瑞穂町農業公社が導入を予定されておりました、そばコンバイン、これを取りやめるということになったものでございます。

次に、畜産業費では、畜産振興対策事業といたしまして、需要の増加によりまして、堆肥による土づくり事業補助金、これを70万円増額をしておるところでございます。

また、17ページでございますが、2行目の山村開発センター費では、屋根改修工事の精査として541万2,000円を減額したほか、次の農村情報施設管理費のCATV施設管理事業では、光ファイバーのインターネット通信の受信装置でございますONU、これの追加でありますとか、旧瑞穂地区の課金システムの変更などによりまして、設備保守点検管理等委託料を主なものとして553万円の追加をお願いしておるところでございます。

次に、下段の林業費では、林業振興対策事業といたしまして、瑞穂農林株式会社のホンシメジ製造施設の整備に係る助成金を1億円計上させていただいております。

国の農山漁村活性化プロジェクト交付金を受け入れまして、支払うものでございます。

次に、18ページでございますが、下段の土木費では、今回、道路橋梁維持管理事業といたしまして2,852万2,000円の減額としております。国の社会資本整備総合交付金の見込み減等によりまして、予定事業を見直しまして、古墳公園線及び丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備事業に重点配分をさせていただいたところとございます。

なお、物件等補償費の8,952万円の追加につきましては、丹波パーキングに係る立木補償が主なものでございますが、その大部分につきましては、繰越明許費としてお願いをさせていただくものでございます。

また、19ページの下段の住宅費におきましては、住宅改修補助金交付事業に200万円の追加をお願いしております。当初予算で800万円を予定しておったわけでございますが、11月末で796万1,000円というふうなことで、前年度に比較して1.5倍の利用がございまして増額をさせていただくものでございます。

なお、20ページの消防費におきましては、京都中部広域消防組合負担金の確定により、388万7,000円の追加をお願いしております。

また、22ページでございますけれども、災害復旧費の関係では、河川等災害復旧事業といたしまして、下山テクノパークの地すべり災害復旧工事の事業費の精査によりまして、4,300万円を減額をさせていただいたところでございます。

また、23ページでございますが、公債費の関係でございますけれども、今回、利率の見直しによる元金の増加分と利子につきましては、繰越事業等によりまして、平成23年度に借入れをしなかった起債の利子の不用額の精査ということで計上させていただいております。

なお、歳入の関係でございますが、戻っていただきまして、3ページをお願いをいたしたいと思っております。

町税の滞納繰越分のほか、歳出に関連いたします国庫あるいは府支出金等の財源の精査、調整を行い編成をさせていただいたものでございますが、特に今回は、5ページでございますけれども、2行目でございますが、先ほど歳出で申し上げました瑞穂農林株式会社のホンシメジ製造施設の整備に係る特用林産物生産振興助成金といたしまして、国庫補助金1億円を計上したところでございます。

また、その次でございますが、土木費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金が大きく減額となったところでございます。なお、経済危機対応・地域活性化予備費につきましては、蒲生西階線、それから、前田出口線の通学路対策が採択をされまして、路側帯のカラー舗装の補助金といたしまして、500万円を計上させていただいたところでございます。

なお、6ページでございますが、最下段の府補助金でございますけれども、みらい戦略一括交付金ということで、客観的指標分ということで、人口、面積に応じて交付される部分の内示がございましたので、今回1,980万6,000円を計上させていただいたところでございます。

以上、まことに簡単ですが補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第90号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,236万7,000円を追加し、補正後の額を19億7,478万1,000円とするものでございます。主に保険給付

費の療養諸費、高額療養費の見込み増に伴いまして補正をお願いいたしております。

歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。

5ページ歳出ですが、下段の2款、保険給付費、1項、療養諸費では、一般被保険者に係る療養給付費として3,900万円の追加をお願いいたしております。

平成24年度の療養給付費の状況といたしましては、1件当たり10万点を超える高額レセプトが増えておりまして、当初予算では、前年度実績見込み額から一定の伸びを見込んで予算化をしておりましたが、さらに費用が見込まれることから、追加をお願いするものでございます。

また、審査支払手数料については、調剤のレセプト件数の増加に伴いまして、45万1,000円の追加をお願いいたしております。2項の高額療養費においても、先ほどの高額レセプトの状況から、一般被保険者分、退職被保険者分ともに件数、費用の増加がみられ、それぞれ2,100万円と120万円の追加をお願いするものです。

6項の精神・結核医療付加金についても、昨年度から件数、費用ともに増加傾向にあり、現時点での見込み額により、11万5,000円の追加をお願いいたしております。

最後に、11款の諸支出金につきましては、平成23年度のヘルスアップ事業、糖尿病重症化予防事業に係ります実績報告に基づき、補助金の返還が必要となりましたので、補正をお願いするものでございます。

そのほかの項目につきましては、歳入予算の財源振替に係るものがございます。

次に、歳入に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入では、3款、国庫支出金、6款、府支出金において、先ほど歳出で説明させていただきました保険給付費の伸びに伴い、それぞれ所定の負担率や計数に基づき、算出いたしております。国庫負担金の療養給付費負担金は、現年度分として827万3,000円の追加、国庫補助金の普通調整交付金は1,116万2,000円の追加、6款の府支出金の財政調整交付金では、同じく保険給付費に係ります普通調整交付金分として、199万円の追加としております。

次に、9款の繰入金、1款、他会計繰入金、一般関係繰入金では、今年度、国保税の軽減に係ります保険基盤安定補助金の額が確定したことがことにより、602万円の追加、また、国保財政安定化支援事業として、交付税算定額が確定したことで369万円の追加、そのほか精神・結核医療付加金に係る分として11万5,000円の追加を主なものといたしまして、一般会計繰入金全体では、980万7,000円を追加し、補正後の額を9,737万

5, 000円とするものでございます。

最後に、繰入金の2項、基金繰入金につきましては、現時点で見込める歳入は、最大限見込んだところでございますが、なお不足する財源について、基金繰入金を2,999万2,000円追加し、収支のバランスを図ることとしております。

国保事業特別会計につきましては、以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

続きまして、議案第91号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正では、補正前の予算総額から、歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、補正後の額を2億1,647万円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

最初に歳入の3款、一般会計繰入金では、後ほど歳出で説明申し上げます事務費繰入金として17万4,000円の追加をお願いいたしております。

4款、繰越金につきましては、平成23年度からの繰越金をもとに54万9,000円を減額いたしております。

4ページの歳出について、1款、総務費、総務管理費におきましては、今年度保険料の還付案内や給付金の振込通知が増えている現状から、一般管理費と徴収費を合わせまして、通信運搬費17万4,000円を追加させていただくものでございます。

また、歳入で減額いたしました繰越金により、2款、後期高齢者医療広域連合納付金を過年度分保険料分として71万7,000の減額、4款の諸支出金では平成23年度に交付を受けました人間ドック助成金の精算に伴う返還金16万8,000円の追加をお願いいたしております。

以上、簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） それでは、議案第92号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定並びにサービス事業勘定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきまして、説明させていただきます。今回の補正は、補正前の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,230万円を減額し、歳入歳出の総額を19億9,100万

円とさせていただきます。

それでは、最初に、歳出の主な項目につきまして、説明させていただきます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款、総務費、3項、介護認定審査会費では、介護認定申請件数の増加により、所要の経費126万3,000円の追加をお願いいたしております。

次に、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費では、町内の医療法人におきまして、介護老人保健施設への転換を検討されておきまして、第5期介護保険計画で事業量を見込み、当初予算で計上いたしておりましたが、施設転換されなかったため、居宅介護サービス給付費負担金が増加いたしまして、4,124万9,000円の追加をいたしております。

2目、地域密着型介護サービス給付費では、グループホームワンユニットが本年4月に増設されましたが、年度当初に居室が満床とならなかったことから、426万円の減額をいたしております。

3目、施設介護サービス給付費では、医療法人の施設転換の未実施等によりまして、8,048万6,000円を減額いたしております。

6ページの4目、居宅介護福祉用具購入費から、6目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、9月までの給付実績に基づきまして所要額を補正いたしております。

7目、特例居宅介護サービス給付費につきましては、基準該当サービス事業所の開設に伴いまして1,543万6,000円の追加をお願いいたしております。サービスの内容といたしましては、国の基準に満たない事業所が提供する短期入所生活介護でございます。

6ページ下段からの2項、介護予防サービス等諸費につきましては、それぞれの介護予防サービスにおきまして、9月までの給付実績に基づき、見込み額を算出し総額で289万2,000円の減額をいたしております。

7ページ下段からの4項、高額介護サービス等費は利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、9月までの給付の推移から237万円の増額をお願いいたしております。

8ページ中ほどの5項、特定入所者介護サービス等費では、施設利用者の住居費や食費負担に係る補足給付をするものでございまして、こちらも9月までの給付実績、また、基準該当サービス事業所の開設に伴いまして、所要額を補正いたしております。

以上、保険給付費全体で2,406万8,000円の減額とさせていただきます。

次に、9ページ、3款の地域支援事業費では、家族介護用品支給事業で9月までの給付実

績に基づきまして、117万円の追加をお願いしております。下段の4款、基金積立金では、介護保険給付費準備基金につきまして、第5期介護保険料抑制のため、京都府基金を取り崩し、居室率に応じて、市町村に交付される交付金1,080万円を積み立て、当初、見込んでおりました後年度の財源として積み立てる保険料の余剰金が支払基金交付金の負担率が30%から29%になったことに伴い、保険料の負担率が上がり、余剰金が減少したことから、交付金と差し引きまして206万5,000円の減額といたしております。なお、予算上の平成24年度末準備基金残高は、約2,300万円を見込んでおります。

10ページの6款、諸支出金では、保険料還付金72万円の追加をお願いいたしております。その他の項目につきましては、負担率の変更に伴う歳入予算の財源振替に係るものでございます。

続きまして、3ページのお戻りをいただきまして、歳入の説明を申し上げます。

3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金、2項、府補助金までにつきましては、先ほど歳出で説明いたしました介護給付費や地域支援事業費の給付額等の増減、また負担率の減少に伴い、補正をお願いするものでございます。

それぞれ、所定の負担率に基づきまして、算出をいたしております。

4ページの5款、府支出金、3項、財政安定化基金支出金につきましては、先ほど、歳出で説明いたしました第5期介護保険料抑制に係る京都府の基金市町村交付金1,080万円を計上いたしております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金では、歳出の事業費及び総務費の増減に見合うルール分の繰り入れの増減をそれぞれの項目におきましてお願いをいたしております。

2項、基金繰入金につきましては、府支出金の財政安定化基金支出金で受け入れました市町村交付金を介護保険給付費準備基金に積み立てたのち、計画期間の3分の1に相当する360万円を取り崩し、収支の均衡を図ることといたしております。

続きまして、サービス事業勘定におきましては、補正前の総額690万円から4万円を減額し、総額を686万円とするものでございます。事項別明細書の3ページの歳入を説明させていただきます。

1款、サービス収入で居宅支援サービス計画費収入1万9,000円の追加。2款、繰越金では前年度繰越金5万9,000円を減額させていただいております。

4ページの歳出では、1款、総務費で、事務経費等の精査を行い、14万8,000円の減額としております。

2款、事業費では、介護予防サービス計画作成委託件数の増加などによりまして、10万

8, 000円の増額をさせていただいております。

以上、大変簡単でございますが、介護保険事業特別会計事業勘定及びサービス事業勘定補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第92号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算について、補足説明を申し上げます。

まず、老人保健施設におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106万8,000円を増額いたし、補正後の額を1億1,737万2,000円とすることを願います。細部につきましては、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、事項別明細書の3ページからお願いいたします。

2番、歳入の居宅介護サービス費収入におきましては、短期入所の利用稼働率の増によりまして106万8,000円の増額をして追加をさせていただくものでございます。

次に、4ページの3、歳出に移らせていただきます。

歳出の一般管理費では、老健施設関係の職員及び人件費関係の所要額の精査を行い、また、老健の稼働率上昇によりまして入浴回数の増となり、光熱水費用として68万円を追加させていただいております。

また、浴槽温度調整機能やトイレ修理に30万円の追加をお願いさせていただくものでございます。縮めて歳出合計106万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 議案第93号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額16億405万2,000円から859万6,000円を減額し、補正後の額を15億9,545万6,000円とさせていただくものでございます。

まず、歳入の補正内容からご説明させていただきます。事項別明細書の3ページをごらんいただきましょうようお願いします。

4 款の府支出金でございます。府補助金につきまして、ふるさとの水確保対策事業費府補助金の額が確定したことによりまして266万7,000円を増額補正するものです。

6 款の繰入金、基金繰入金につきましては、歳出の減額と次に説明します諸収入の増額を主な理由として財源調整を行いまして、水道事業基金を1,893万7,000円減額とするものです。

8 款の諸収入、還付金は、9月の確定申告によりまして、払い過ぎていた消費税を還付金として受け入れるため767万4,000円増額補正いたします。消費税は簡単に申し上げますと、おもに使用料金などの課税売上に係る消費税から、おもに工事請負費や施設管理費などの課税仕入れ等に係る消費税を引き算して納付すべき消費税が確定していきますが、当初予算時に比べまして、課税仕入れ等に係る消費税が増えたことが要因でございます。

水道事業は、年4回に分けて消費税を支払っておりまして、そのうち2回は平成22年度の消費税納付額を基礎に算出しております。平成23年度はダム建設負担金が平成22年度に比べて増加しました。つまり、引かれるほうの金額である課税仕入れ等に係る消費税が増えたために、確定申告で払い過ぎていた消費税が還付されるということでございます。

続きまして、歳出の主なものについて、事項別明細書の4ページをごらんいただきますようお願いいたします。

水道事業における主なものとしては、水質検査委託料について、入札の請負残がございましたので、全体の委託料を302万6,000円減額いたします。

25節、積立金は先ほど説明させていただきました府補助金を基金に積み立てるというものでございます。

27節、公課費につきましても歳入でご説明いたしました消費税納付額が確定したことで減額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第94号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額が9億8,198万8,000円に424万2,000円を追加し、補正後の額を9億8,623万円とさせていただくものでございます。

まず、歳入の補正額の主なものについて、事項別明細書の3ページにお進みいただきますようお願いいたします。

1 款、分担金で、農業集落排水事業費分担金として、今日までに4件の新規加入がござい

ました。既決予算額を差し引いた315万円を増額とさせていただくものでございます。

6款、繰入金、一般会計の繰入金につきましては、補正いたします歳出予算の財源を補うために増額をお願いするものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、4ページへお進みいただきますようお願いいたします。

2款、下水道費の農業集落排水費施設管理費でございます。和知本庄の農業集落排水処理場のブロワーと破砕機の修繕のために150万円を増額補正をお願いいたします。

次に、5ページの浄化槽の施設管理費でございますが、浄化槽の修繕料が4月から6カ月間の実績をもとに再算定いたしまして、不足する分として80万円、それから、清掃委託料として130万円を増額をお願いするものであります。

最後に、消費税の納付金について、一括してご説明いたします。

上水道のほうは、納付金の還付となりましたが、下水道は少し足りませんので、全体では増額の補正をお願いするものです。今回、消費税納付金について、農業集落排水、公共下水道、浄化槽とそれぞれ増減がありますが、確定申告は1本で行っております。

まず、全体としては、記載はしておりませんが、53万3,000円を増額となるところです。全体の増額の原因は市森の農集処理場の解体でいただいた補償費の増額が主な一因で、つまり引かれるほうの消費税額が変わらずに、もらったほうの消費税額が大きくなったら納める額が増えるということでございます。浄化槽が減っておりますのは、消費税は本町予算上では、三つの事業区分に分けておりますが、それぞれの整備費等のその年の事業予算規模で案分率を決めて予算については、その率を用いて立てております。

補正予算を今回立てるに当たって、精査しましたところ、平成23年度中には農業集落排水費に属する消費税は市森処理場分の補償費が増加したことで納める消費税が増えましたが、三つの事業の案分のバランスも当初とは変わってきましたことによって、それぞれの費目で支払うべき消費税が変わったということでご理解賜りたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認くださいますようにどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） それでは、議案第95号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第1号）は、補正前の額357万円に68万8,000円を追加し、補正後の額を425万8,000円とさせていただくものでございます。

先に、歳出の補正額の主なものについて、ご説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをごらんください。

1款、総務費、1目、一般管理費、1節、報酬では山林調査並びに境界確認等事業の増加に伴いまして、管理会委員報酬として20万円を、また、8節、報償費で、運営委員報償として5万円をそれぞれ追加計上するものでございます。

次に、2目、財産管理費、13節、委託料、境界明示等業務委託料で、当初、業務を予定しておりました箇所の植林状況や地形等から改めて境界を明示する必要がなくなったということから、今回減額をするものでございます。

3目、諸費、13節、委託料、作業委託料では、独立行政法人森林総合研究所の分収造林事業実施計画に基づく除伐作業委託費としまして、78万6,000円を計上するものでございます。

次に、歳入の補正額ですが、事項別明細書3ページをごらんください。

4款、諸収入、1節、分収林受託事業収入で、独立行政法人森林総合研究所からの除伐作業委託相当額78万5,000円を受託費として計上するものでございます。

3款、繰越金、1節、前年度繰越金として、額の確定によりまして50万4,000円を減額しております。

2款、繰入金、1節、財政調整基金繰入金で、収支の均衡を図るために40万7,000円を繰り入れまして、その財源とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第96号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第1号）は、補正前の額320万円に61万7,000円を追加し、補正後の額を381万7,000円とさせていただくものでございます。

先に、歳入の補正額ですが、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1節、土地貸付収入で、本年8月から京丹波きこの園に貸し付けました土地貸付料として22万4,000円、2節、マツタケ採取権収入で金額の確定により12万円を追加計上しております。

次に、3款、繰越金、1節、前年度繰越金としまして、額の確定によりまして52万3,000円を増額しております。

戻りまして、2款、繰入金、1節、管理運営基金繰入金では、収支の均衡を図るために25万円の減額をするものでございます。

次に、歳出の補正額について、ご説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをごらんください。

1款、総務費、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、京丹波きこの園に貸し付けました土地使用料の20%につきまして、土地所在区に補助するもので、貸付林等高度利用補助金として4万5,000円を計上しております。

戻りまして、1目、一般管理費、25節、積立金、管理運営基金積立金に歳入調整によりまして、57万2,000円の増額を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、議案第97号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げまして、その後、医療機関ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の補正といたしまして、既決の予定額から収益的収支においては200万円を追加補正し、補正後の予算総額を9億2,875万円とお願いするものでございます。

また、次ページの資本的支出の補正におきましては、857万円4,000円を追加して、補正後の資本的支出を1億8,797万2,000円をお願いをするものでございます。

支出に対して、収入が不足する額857万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填追加することといたしております。

また、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては137万円を追加し、職員給与費については補正後の額を5億7,158万8,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、医療機関ごとに補足説明を申し上げます。

めくっていただきまして、補正予算（第2号）説明書の1ページをごらんなさってください。

収益に関する部分の今回の該当の部分で補正をお願いいたしますのは、和知歯科診療所におきまして、医業収益の増加を見込むもので、自費診療やインプラント治療によりまして200万円の追加補正をいたし、補正後の予算を7,600万円とするものでございます。

次の2ページの収益的支出につきましては、まず、京丹波町病院事業費用におきまして、医業費用の給与費では、職員関係の人件費の所要の補正を行うものでございます。

また、経費における退職手当組合負担金の精査や委託料につきましては、入札残の整理や内視鏡ファイバー保守点検費用の整理、在宅酸素の使用整理、そして、平成26年度から新公益医療会計制度の改正に向けて、準備を進めるため、アドバイザリー業務委託をお願いするもので、これらを整理いたしましたところ、京丹波町病院事業費用の補正予算額としましては、ゼロ円となるものでございます。

次に、めくっていただきまして、3ページの和知診療所につきましては、事業費用としまして、医業費用における職員関係の人件費の所要の補正をお願いするものでございます。

また、材料費におきましては、医薬品の精査、そして、経費におきましては、光熱水費の増をお願いいたし、賃貸料につきましては、在宅酸素ポンベの貸し出し人数の増のために、所定の増額をお願いするものでございます。

また、医業外費用につきましては、消費税及び地方消費税の整理に伴いまして、増額をお願いするものでございます。

なお、和知診療所につきましても、これらを整理いたしましたところ、和知診療所事業費用補正予算額としましてはゼロ円となるものでございます。

次に、同ページの和知歯科診療所でございますが、医業費用の支出におきましては、補正額200万円を増額し、補正後の予算額を7,600万円をお願いするものでございます。その内訳は、職員関係の人件費の所要の補正をお願いするものでございます。

また、材料費につきましては、麻酔注射器による15万円の購入をお願いするものでございます。

経費につきましては、委託料におきまして、歯科技工の件数増加等のため、歯科技工委託料として183万円の追加をお願いするものでございます。

最後に、4ページの資本的支出についてでございますが、建設改良といたしまして、京丹波町病院内の電話システム交換をお願いするものでございます。現在の電話機の基盤及び端末機器類は建設時の平成17年3月に導入され、7年半が経過いたしました。病院という業務内容から使用頻度が激しく、休日、昼夜を問わずの365日の稼働機器類のため、電話機能の劣化が著しい状況となってまいりました。今回の改良対象は、大もとになります基盤と電話端末機、停電用の電話機器、院内PHS等を対象といたすものでございます。これらの補正予定額といたしまして857万4,000円の計上をお願いするものでございます。

なお、支出に対する収入の財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填追加をすることといたしております。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、

ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は12日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 村山良夫